新型コロナウイルス感染症の影響で経済的支援が必要になった学生・保証人の方へ(2/1 更新)

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的支援が必要になった学生・保証人の皆さまには、各種支援制度がございます。申込内容の詳細は各項目をご確認ください。

1. 学納金の延納申請制度

◎学納金延納申請

「延納願」「誓約書」を提出し、許可を受けることで納入期日を猶予することができます。申請を希望する場合は、経理部経理課（℡0467-33-5141）にお申し出ください。

2. 国・各自治体の公的支援制度や民間育英団体の支援制度

◎新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【学生アルバイトを含む、休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者】 **申請受付 7/10～**

新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業の際等に新たに受けられる国の支援策として、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が創設されました。主に以下２つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の８割（日額上限 11,000 円）が休業実績に応じて支給されます。

① 事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者（学生アルバイトを含む）

② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※この制度は厚生労働省への個人申請となります。詳細は、厚生労働省 HP または新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（TEL 0120-221-276）にお問い合わせください。（月～金 8:30～20:00、土日祝 8:30～17:15）

◎高等教育の修学支援新制度【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象として、授業料等減免と給付型奨学金をセットにして支援を行う国の制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査を行います。家計急変の対象とならない方についても、年２回の在学採用に申込むことができます。対象となり得るかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。資料請求は学生センター奨学金担当までご連絡ください（shogakukin@kamakura-u.ac.jp）。

◎日本学生支援機構　貸与奨学金【幅広い世帯の方】

第一種（無利子）または第二種（有利子）による貸与型奨学金制度です。貸与月額は選択可能で、返還義務があります。資料請求は学生センターまでご連絡ください（shogakukin@kamakura-u.ac.jp）。

◎各種学外奨学金（民間育英団体・各自治体等）

各種学外奨学金（民間育英団体・各自治体等）や保育士修学資金貸付制度の募集要項をポータルサイトのキャビネット(学生センター)内に掲載しています。

◎日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

各種学外奨学金保護者に対し、学生 1 人あたり 350 万円以内（一定の要件に該当する場合は、450 万

円まで）の貸付を行うものです。利息は年 1.68%(固定金利)です。

◎生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）【幅広い世帯の方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための生活資金を必要とする世帯に 20 万円以内の貸付を行うものです。新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

※詳細は、お住まいの市区町村の社会福祉協議会または緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター（TEL 0120-46-1999）にお問い合わせください。(9:00～21:00 土日・祝日含む)

◎生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額 6.5 万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行うものです。また、入学に際し必要な経費について、50 万円以内の貸付を行うものです。

※詳細は、お住まいの市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

◎母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金として、無利子・59 万円以内（私立大学の場合)、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月 14.6 万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。この貸付金による貸付を受けた方で、高等教育の修学支援新制度による支援を受けた方は、母子父子寡婦福祉貸付金の一部又は全部を返還いただく必要があります。

※詳細は、お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当にお問い合わせください。

◎住居確保給付金 【独立生計・収入減の方】

離職・廃業後 2 年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※支給期間：原則 3 か月（最長 9 か月（令和 2 年度中に新規申請した方は最長 12 か月））

※令和 3 年 3 月末までの間、支給が一旦終了した方に対して、3 か月間の再支給を可能とする予定（2 月上旬）

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している(専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等)ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合がありますので、相談窓口となる自立相談支援機関等にご相談ください。

※詳細は、お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関または住居確保給付金相談コールセンター（0120-23-5572）にお問い合わせください。(9:00～21:00 土日・祝日含む)

◎「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』(国の学生支援緊急給付金給付事業)

【家庭から自立し、アルバイト収入減の方】申請受付 6/1～6/12 1 次終了／7/6～7/21 2 次終了

感染症拡大の影響による世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活の継続に支障をきたす学生を対象に、給付金(住民税非課税世帯 200,000 円、それ以外の世帯 100,000 円)が支給される国の支援制度です。募集要項をポータルサイトのキャビネット(学生センター)内に掲載しています。

◎日本学生支援機構「緊急特別無利子貸与型奨学金」 申請受付 6/8～6/30　終了

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、経済的理由による修学継続が困難な学生を対象とする緊急支援として、一定期間特別の貸与を行う奨学金です。利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与を受けられます。募集要項をポータルサイトのキャビネット(学生センター)内に掲載しています。必要書類をお送りしますので、6/22(火)までに学生センター奨学金担当までご連絡ください（shogakukin@kamakura-u.ac.jp)。

3. 本学独自の支援制度

◎経済的に困難な学生を対象とする教材購入支援制度 申請受付 10/16～11/2　終了

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的理由により修学の継続が困難となっている学生を対象とした、修学に必要な教材（参考図書など）を購入するための図書カード 5,000 円分を支給する支援制度となります。本制度は、独立行政法人日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」の対象となるものです。募集要項をポータルサイトのキャビネット(学生センター)内に掲載しています。

◎経済的に困難な学生を対象とする『Wi-Fi ルーター貸与』制度

申請受付 9/1～9/10 1 次終了／10/16～11/2 2 次終了

秋セメスターの授業において、経済的理由により遠隔授業の受講に適したインターネット接続環境を準備することが困難な学生を対象に、Wi-Fi ルーターを一定期間貸与する制度です。募集要項をポータルサイトに掲載しています。

◎経済的に困難な学生を対象とする遠隔授業受講環境整備支援制度 申請受付 5/1～5/15　終了

経済的理由により遠隔授業の受講に適したインターネットの接続環境を準備することが困難な学生が修学の機会を逸することのないよう、通信環境を整備する費用の一部を補助する制度です。本制度の趣旨に適合する学生を採択し、採択者に一人当たり 20,000 円を支給いたします。

◎鎌倉女子大学奨学金（緊急支援） 申請受付 6/1～6/12　終了

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計急変による収入減から経済的困窮に直面し、修学継続が困難である学生に対する緊急的な経済的支援策として、給付奨学金制度を新設しました。甲種 100,000 円・乙種 50,000 円を給付いたします。募集要項をポータルサイトのキャビネット(学生センター)内に掲載しています。

◎鎌倉女子大学奨学金（フリージア奨学金） 申請受付 6/24～6/26　終了

経済的理由により修学が困難であると認められ、且つ建学の精神に則り、他の学生の模範となる学生に対し、秋学期学納金納入後に給費（240,000 円）を行います。学力・家計について選考を行います。募集要項をポータルサイトのキャビネット(学生センター)内に掲載しています。

鎌倉女子大学
鎌倉女子大学短期大学部